

中途帰国費用のみ補償特約

この特約は、保険契約証もしくは保険証券の適用特約欄に表示のある場合に適用されます。

当社は、この特約により、被保険者が旅行変更費用補償特約第1条（保険金を支払う場合）
(1)の表のいずれかに該当し中途帰国した場合のみ、旅行変更費用保険金を支払います。